

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

(新設)

法令名	砂防法	担当課	砂防課	検索番号	3
不利益処分	根拠条項 第29条				
(根拠規定)					
<b>法第二十九条</b> 第四条ニ依リ国土交通大臣若ハ都道府県知事ニ於テ一定ノ事項ニ対シ許可ヲ受ケシメタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ其ノ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ変更シ又ハ設備ノ変更若ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可セラレタル事項ニ因リ生スル害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲ命スルコトヲ得					
愛媛県砂防指定地管理条例					
(監督処分)					
<b>第15条</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は工事その他の行為の中止、施設若しくは工作物の改築、移転若しくは除却、工事その他の行為若しくは施設若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状の回復を命ずることができる。					
(1) 第3条の規定に違反した者					
(2) 第4条第1項の許可を受けないで、砂防指定地内において、同項各号のいずれかに該当する行為をした者					
(3) 第5条第1項の許可を受けないで砂防設備の占用をした者					
(4) 第8条第1項の許可を受けないで、砂防指定地内において、許可を受けている許可の内容と異なる第4条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者					
(5) 第8条第1項の許可を受けないで許可を受けている許可の内容と異なる砂防設備の占用をした者					
(6) 第4条第1項、第5条第1項又は第8条第1項の許可に付した条件に違反している者					
(7) 偽りその他不正な手段により第4条第1項、第5条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者					
2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。					
(1) 砂防工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。					
(2) 治水上砂防のため著しい支障が生じたとき。					
(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。					
(原状回復)					
<b>第16条</b> 許可を受けた者は、当該許可の期間が満了した場合又は第14条の規定により当該許可がその効力を失った場合若しくは前条の規定により当該許可が取り消された場合においては、速やかに当該許可に係る土地又は砂防設備を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると知事が認めた場合においては、この限りでない。					
2 知事は、許可を受けた者に対し、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。					

( 処分基準 )

行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について  
(平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)

六 不利益処分に係る処分基準の策定について

2 砂防法の規定による処分に係る処分基準について

(3) 第二十九条(許可の取消、原状回復命令等)の処分基準について

本条に基づく処分は、例えば砂防工事を施行するため必要を生じたとき、許可に係る行為が土砂の流出のおそれその他の治水上砂防に著しい支障を生ずることとなったとき等、治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、治水上砂防の観点から真に必要な範囲において、比例の原則に照らし、相当と認められるものを選択すること。

(その他)